

埼 教 互 第 6 号  
令和7年4月1日

各所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

### 団体損害保険の中途募集について（通知）

当互助会が扱う「団体損害保険」は、会員及びその家族を対象に、日常生活や公務中のケガに対して保険金をお支払いするもので、個人で契約するよりも割安の内容となっています。入院や手術だけでなく、日々の通院にも対応しているほか、加入が義務化されている自転車保険にも対応しています。

今年度も、新規会員及び未加入者を対象に、中途募集を行います。別添のとおり「団体損害保険のご案内」を送付しますので、貴所属の職員へ御案内くださるようお願いいたします。

なお、加入希望者がいる場合は資料・パンフレット・申込用紙をお送りしますので、「団体損害保険のご案内」最終ページの「資料請求連絡票」にて福利課あて御連絡ください。

### 記

#### 1 募集対象者

- (1) 新規の互助会員（令和7年4月1日以降新たに会員となった方）
- (2) 団体損害保険未加入の互助会員

#### 2 募集期間

令和7年4月1日（火）から5月30日（金）まで

#### 3 保険期間

令和7年7月1日午前0時から11月1日午後4時まで（初回は4か月間）。以後、特にお申し出がない限り保険期間1年(毎年11月1日から1年間)で自動更新となります。

#### 4 保険料の払込み方法

- ・県費支弁職員：給与控除
- ・川口市、川越市費職員：給与控除
- ・さいたま市費職員：毎月27日に口座振替
- ・公立幼稚園職員：毎月27日に口座振替
- ・その他の所属職員：互助福祉担当までお問い合わせください。

#### 5 その他

- (1) 今回の募集では、既加入者のコース変更及び脱退はできません。
- (2) 本募集は9月の予定です。コース変更及び脱退はこの期間に申出ください。
- (3) 保険期間中、退職以外の事由で中途脱退はできませんので御注意ください。
- (4) 募集期間中、希望者への説明のため推進員が所属を訪問する場合がありますので、業務に支障のない範囲で御協力ください。

#### 6 HP でのお知らせ

互助会ホームページ (<https://gojo-saitama.jp/business/business-577>) に詳しい保険内容や中途募集についての案内がございますので、併せて御活用ください。

<お問合せ先>

教育局教育総務部福利課互助福祉担当

電話 048-830-6706

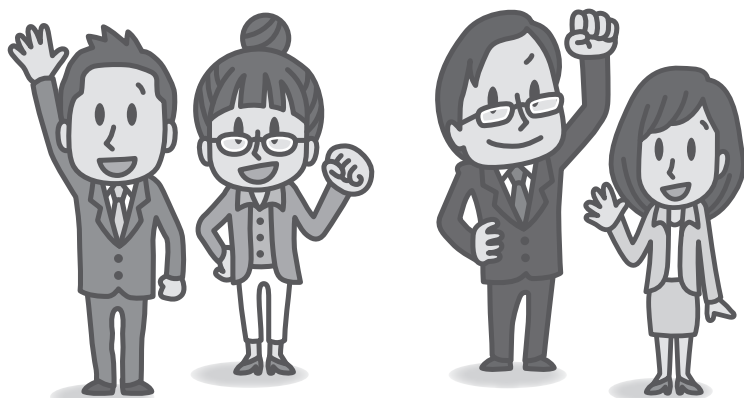
FAX 048-824-2638

団体損害保険のご案内

# 埼玉県教職員互助会 会員の皆さまへ

公務中や日常生活の

## ケガやトラブル に備えられます!



団体割引  
15%適用

この契約は団体契約で  
15%の割引が  
適用されます。

### 今が保険を考えるタイミング!!



日常生活賠償



埼玉県自転車の安全な利用の

促進に関する条例

自転車損害保険等への義務化  
(平成30年4月1日施行)

#### 自転車による加害事故例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。

約9,521万円の賠償判決

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



3億円まで補償 + 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

### 月払保険料

個人プラン[ケガ補償]

770円  
+ から

オプション

日常生活賠償は  
(プラン共通)

140円

申込締切日

令和7年5月30日(金)

加入申込票提出先

一般財団法人 埼玉県教職員互助会

補償期間

令和7年7月1日 午前0時から

令和7年11月1日 午後4時まで (4か月間)

(令和6年11月1日午後4時から令和7年11月1日午後4時までの団体契約への中途加入となります。)

払込方法

令和7年9月から12月まで 県費支弁職員  
(保険料は2か月遅れで徴収します。) その他の職員

給与控除(毎月の給与から引取り)

口座振替(ご指定の口座から毎月27日振替)

一般財団法人 埼玉県教職員互助会

埼玉県教職員互助会は、埼玉県教育委員会と公立学校共済組合埼玉支部と三位一体となって、教職員の皆さんの福利厚生事業の充実に努めております。

団体損害保険は、ケガによる入院や手術の他、日々の通院にも対応していることが特徴です。

また、オプションも充実しております。

団体割引が適用され、保険料も割安になっていますので、ぜひこの機会に加入をご検討ください！

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

# 個人プラン

## [ ケガ補償 ]

ケガ オプション

団体割引  
15%



| 基本補償 + 熱中症危険補償特約 + 天災危険補償特約                                                                                     |                              | H<br>(天災危険補償特約付)<br>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も補償  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------|
|                                                                                                                 |                              | 保 険 金 額                                                |
|  死亡・後遺障害                       | ケガで死亡または後遺障害が残ったとき           | 66万円                                                   |
|  入院(ケガ) <small>初日から補償</small>  | ケガで入院したとき<br>1,095日以内 180日限度 | 1日につき 2,500円                                           |
|  通院(ケガ) <small>初日から補償</small> | ケガで通院したとき<br>180日以内 90日限度    | 1日につき 1,500円                                           |
|  手術(ケガ)                      | ケガで手術を受けたとき                  | 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍<br>入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍 |
| 月払保険料(年令にかかわらず)                                                                                                 |                              | 770円                                                   |



個人プランに  
セットできる

## オプション

埼玉県の自転車保険の条例<sup>※1</sup>に対応

※1：埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例  
自転車傷害保険等への加入義務化(平成30年4月1日施行)

|                                                                                                              |                                                                         | 保 険 金 額 | 月払保険料       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
|  日常生活賠償                   | 他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を負われたときなど<br><small>国内のみ示談交渉サービス付</small> | 3億円     | N 2<br>140円 |
|  携行品損害<br>(自己負担 3,000円)   | 海外も補償<br>外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど                                         | 30万円    | P 2<br>200円 |
|  受託物賠償責任<br>(自己負担 5,000円) | 海外も補償 <sup>※2</sup><br>レンタルした財物を<br>過って壊したときなど                          | 30万円    |             |
|  弁護士費用                    | 国内補償<br>被害事故にあい、弁護士費用を負担したときなど                                          | 300万円   | Q 2<br>260円 |

※2：日本国内で他人から受託したものが対象となります。

埼玉県自転車保険の条例※に対応

※埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例  
自転車傷害保険等への加入義務化（平成30年4月1日施行）



## 日常生活賠償

は、こんなときにお役に立ちます。

### 自転車による加害事故例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で行方不明、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。  
女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。



レストランで他人にビールをこぼして洋服を汚してしまった!



月々の保険料

**140円**



子どもが隣家の窓を割った。

約**9,521万円**の賠償判決

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



駅のホームで急いで走っていたところ男性と衝突し、重傷を負わせてしまった。

### 補償する損害賠償リスクの範囲を拡大!

日本国内において誤って線路に立入り電車を遅らせてしまい、鉄道会社から賠償請求を受けた場合の損害も補償します。

**3億円** まで補償

さらに

**示談交渉サービス付!!**

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。



## 弁護士費用

は、こんなときにお役に立ちます。

### ①歩行中の被害事故例

横断歩道を歩行中、自動車と接触しケガをしたが、相手が無保険車だった…。



### ②マンションの被害事故例

上階の住人の洗濯機排水ホースが外れ漏水し、自宅の家財が汚損したが、上階の住人が賠償に応じない…。

### ③子どもの被害事故例

自分の子どもが他の子どもに突き飛ばされてケガをしたが、相手の親が治療費の支払に応じない…。



月々の保険料

**260円**

## ご加入資格

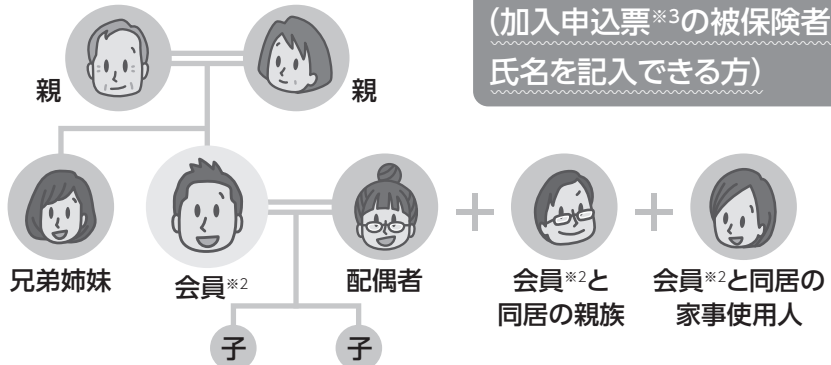
### お申込人となれる方

一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員に限りします。

- ※1 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ※2 会員とは、「お申込人となれる方」のことをいいます。
- ※3 加入申込票とは、団体損害保険の加入時にご提出していただく書類のことをいいます。

### 個人プラン

〈被保険者(補償の対象者)本人※1となれる方の範囲〉



### 被保険者(補償の対象者)

本人となれる方の範囲

(加入申込票※3の被保険者に氏名を記入できる方)

TEL : 048-830-6706

一般財団法人 埼玉県教職員互助会  
(福利課 互助福祉担当)

資料請求は  
5月16日まで!

## 団体損害保険 中途募集

## 資料請求連絡票

※以下の情報を伺いますのであらかじめご準備ください。

|                           |  |       |  |
|---------------------------|--|-------|--|
| 所属名                       |  | 所属コード |  |
| 住 所                       |  |       |  |
| T E L                     |  |       |  |
| 加入希望者氏名<br>又は<br>事務担当者様氏名 |  |       |  |

### 【資料請求事項等】

☐ 加入のご案内一式を送付してください。

募集パンフレット、会員あて通知  
「加入申込票」及び記入例(A3)  
「預金口座振替依頼書」及び記入例、返信用封筒



部

◎送付先 : 所属あて ・ 加入希望者自宅 (送付希望先住所をご記入ください。)

〒

☐ 電話で説明を聞きたいので連絡をください。

◎連絡先 : 所属あて ・ 加入希望者あて (連絡先電話番号をご記入ください。)

氏名

TEL

◎希望日時 : (            月            日            時頃)

### お申込み・お問い合わせ先

代理店・扱者  
三井住友海上エイジェンシーサービス株式会社 埼玉支店(幹事代理店)  
三井住友海上出資関連事業会社  
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20  
三井住友海上大宮東町ビル3F  
TEL048-788-2560  
(受付時間 平日9:00~17:00)  
ユナイテッド・インシュアランス株式会社  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-8-16  
浦和ガーデンビル4F  
TEL048-711-2505  
(受付時間 平日9:00~17:00)

引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
(幹事保険会社)  
埼玉支店 埼玉第二支社  
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20  
三井住友海上大宮東町ビル4F  
TEL048-644-6102  
(受付時間 平日9:00~17:00)  
損害保険ジャパン株式会社

互助会担当窓口  
一般財団法人  
埼玉県教職員互助会  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21  
職員会館5F  
TEL048-830-6706  
(受付時間 平日9:00~17:00)  
(埼玉県教育局教育総務部福利課互助福祉担当)